ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の376に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

（削る）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から４の２までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数